



2025 年
アルコール飲料規制法(第 2 版)

ラーマ 10 世国王陛下
の御在位 10 年目にあたる 2025 年 9 月 6 日
に制定せられた

ラーマ 10 世国王陛下がアルコール飲料規制法を改正増補することが適切であるとの勅令を下された。

本法にはタイ王国憲法の第 33 条、第 34 条、第 35 条、第 37 条及び第 40 条に関して、第 32 条で法律の条項に基づく権限により行うことができると定められている人の権利及び自由の制限に関する条項が含まれている。

本法に基づく人の権利及び自由の制限の理由及びその必要性は、アルコール飲料を効率的に、かつ現状に即して規制するためのものであり、本法の制定はタイ王国憲法の第 32 条に適合している。

よって、国会の助言及び承諾により、国王陛下が以下の通り制定された。

第 1 条 本法を「2025 年アルコール飲料規制法(第 2 版)」と呼ぶ。

第 2 条 本法を官報告示日から 60 日が経過した時に施行する。

第 3 条 以下を廃止する。

- (1) 1972 年 11 月 16 日付の革命委員会布告第 253 号
- (2) 2015 年 7 月 22 日付の国家平和秩序維持評議会議長命令第 22/2558 号、件名「路上における自動車及びオートバイレース問題の予防及び是正、並びにサービス施設又はサービス施設に類似したサービスを提供する事業所の規制」の第 6 条のみ

第 4 条 2008 年アルコール飲料規制法の第 3 条の「アルコール飲料」の定義内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「「アルコール飲料」とは、酒と同じように飲むことができるアルコール、又は飲めないものの水若しくは他の液体と混ぜれば酒と同じように飲むことができるアルコールを含むあらゆる物又は混合物を指す。ただし、度数 0.5 未満のアルコール量を含む飲料、薬、ハーブ製品、向精神薬及び関連法に基づく処罰対象となる麻薬は含まれない。」

第 5 条 2008 年アルコール飲料規制法の第 3 条の「マーケティングコミュニケーション」の定義内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「「マーケティングコミュニケーション」とは、商品若しくはサービスの販売、又はイメージの創造を目的とする様々な形式における行為を指し、広報、ニュースの流布、販売促進、商品展示、特別活動の実施又は特別活動実施の支援、及びダイレクトマーケティングを含む。」

第 6 条 2008 年アルコール飲料規制法の第 3 条の「アルコール常習者」と「販売する」の定義の間に「アルコール飲料摂取による問題を抱える人」の定義を追加する。

「「アルコール飲料摂取による問題を抱える人」とは、アルコール飲料の摂取行為により肉体・精神的健康に対する悪影響若しくは社会的悪影響を生じさせ、又は日常生活における機能障害を起こし、治療又はリハビリを受けることが望ましい人を指す。」

第 7 条 2008 年アルコール飲料規制法の第 3 条の「ラベル」と「委員会」の定義の間に「慣習的宴会」の定義を追加する。

「「慣習的宴会」とは、変わることなく習慣的に継承されている、一般にアルコール飲料の摂取も伴う宴会を指す。ただし、大臣が告示して定めるものとする。」

第 8 条 2008 年アルコール飲料規制法の第 5 条の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「第 5 条 以下より構成される「国家アルコール飲料政策委員会」と称する一委員会を設ける。

- (1) 首相又は首相が委任する副首相が委員長を務める。
- (2) 保健大臣が第 1 副委員長を、財務大臣が第 2 副委員長を務める。
- (3) 職権上の委員 11 名、すなわち観光・スポーツ大臣、社会開発・人間の安全保障大臣、高等教育・科学・研究・イノベーション大臣、デジタル経済社会大臣、商務大臣、内務大臣、司法大臣、教育大臣、工業大臣、首相官邸秘書官、及び国家経済社会開発評議会秘書官
保健事務次官を書記とし、局長及び財政政策室長を書記補佐とする。」

第 9 条 2008 年アルコール飲料規制法の第 8 条の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「第 8 条 委員会は以下の義務及び権限を有する。

- (1) 内閣に提案するために、税制面又はアルコール飲料常習者又はアルコール飲料摂取による問題を抱える人の治療又はリハビリを含む様々な側面でのアルコール飲料の規制政策、計画及び施策を定める。

- (2) 承認を得るために、アルコール飲料の規制面の戦略又は実施計画を内閣に提案する。
- (3) 本法に基づく実績も含め、(1)及び(2)に基づく実績をフォロー、評価、検査する。
- (4) 本法に基づく執行に関する助言、勧告又は意見を提供する。
- (5) 本法若しくは他の法律で規定されている、又は内閣が委任する他の仕事を行う。

第 10 条 2008 年アルコール飲料規制法の第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条及び第 15 条の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「第 10 条 以下より構成される「アルコール飲料規制委員会」と称する一委員会を設ける。

- (1) 保健大臣が委員長を務める。
- (2) 保健事務次官が第 1 副委員長を、財務事務次官が第 2 副委員長を、内務事務次官が第 3 副委員長を務める。
- (3) 職権上の委員 13 名、すなわち首相官邸秘書官、観光・スポーツ事務次官、社会開発・人間の安全保障事務次官、高等教育・科学・研究・イノベーション事務次官、デジタル経済社会事務次官、商務事務次官、司法事務次官、文化事務次官、教育事務次官、工業事務次官、検事総長、タイ王国国家警察庁長官、及び健康増進支援基金理事長
- (4) 特別地方公共団体、タイ国地方行政機構評議会、タイ国自治体協会、タイ国タムボン行政機構協会、又は法律により設立される他の地方自治体から大臣が選考し、任命する 2 名の地方自治体代表者。ただし、大臣が定める規則に従うものとする。
- (5) タイ観光協会代表者、タイ工業連盟代表者、タイ商工会議所代表者

(6) アルコール飲料の製造、輸入又は販売を目的とする法人組織から大臣が定める規則に従い大臣が選考し、任命する当該組織の代表者 1 名

(7) 児童・青少年又は女性の保護、消費者保護、健康又は公衆衛生、及び教育又は文化の各側面においてアルコール飲料の摂取又はアルコール飲料の摂取による影響の削減を支援する活動又はキャンペーンを行う、民間非営利組織から大臣が各分野ごとに 1 名ずつ選考して任命する民間組織の代表者 4 名。ただし、大臣が定める規則に従うものとする。

(8) 経済学又はコミュニケーション術、技術及び情報、並びに法律又は社会学の各側面において医療、心理学、公衆衛生、又はアルコール飲料常習者又はアルコール飲料摂取による問題を抱える人の治療又はリハビリ面の知識・能力及び経験を有する人から大臣が側面毎に 1 名ずつ任命する有識者委員 4 名

局長及び物品税局長を委員兼共同書記とし、事務局長を委員兼書記補佐とする。また事務局長が事務局の職員 1 名を書記補佐に任命するものとする。

第 11 条 第 10 条の(6)、(7)及び(8)に基づく委員は以下の資格を有し、かつ禁止属性に該当しないものとする。

- (1) タイ国籍を有する。
- (2) 成人被後見人又は被保佐人でない。
- (3) 最終判決で禁固刑を宣告されたことがない。ただし、刑を終えてから 2 年以上経過している、又は過失による違反若しくは軽犯罪に対する罰である場合を除く。
- (4) アルコール飲料に関する事件において有罪判決を言い渡されたことがない。ただし、刑を終えて 3 年以上経過している場合を除く。
- (5) 政治的地位に就いている人、地方議会議員又は地方行政官、政党運営の委員又は責任者の地位にある人、政党顧問又は政党関係者でない。
- (6) アルコール飲料事業者又はアルコール飲料に関する事業の利害関係者でない。ただし、第 10 条の(6)に基づく委員を除く。
- (7) アルコール飲料常習者でない。

第12条 第10条の(6)、(7)及び(8)に基づく委員の任期を一期当たり3年とし、退任した委員の再任は妨げられないが、連続2期を超えて在任することはできない。

第1段落に基づき委員が退任した場合は、90日以内に新たな委員を任命するものとする。まだ新たな委員が任命されない間、新たな委員が任命され就任するまで、当該の任期に伴い退任する委員が引き続き職務を行うために在任するものとする。

第13条 任期に伴う退任以外に、第10条の(6)、(7)及び(8)に基づく委員は以下の場合に退任する。

- (1) 死亡する。
- (2) 辞任する。
- (3) 大臣が退任させる。
- (4) 第11条に基づく資格を欠く、又は禁止属性に該当する。

第10条の(6)、(7)及び(8)に基づく委員が任期より早く退任する場合、空席を埋める委員を任命するものとする。ただし、委員の任期の残りが90日に満たず、かつ空席を埋める委員がまだ任命されていない間は、現有委員だけで構成する規制委員会が引き続き職務を遂行できる。

第14条 第10条の(6)、(7)及び(8)に基づく委員が任命され、まだ在任している間に、追加の任命であるか、空席を埋める任命であるかを問わず、第10条の(6)、(7)及び(8)に基づく委員が任命される場合、当該の被任命者は当該の任命済みの委員の残りの任期に相当する期間在任するものとする。

第15条 規制委員会の会議において、全委員数の半数以上の委員が会議に参加するものとし、その場合に定足数が満たされる。

委員長が会議の議長を務めるものとする。委員長が会議に来ない、又は職務遂行できない場合は、第1副委員長が会議の議長を務めるものとする。第1副委員長が会議に来ない、又は職務遂行できない場合は、第2副委員長が会議の議長を務めるものとする。第2副委員長が会議に来ない、又は職務遂行できない場合は、第3副委員長が会議の議長を務めるものとする。第3副委員長が会議に来ない、又は職務遂行できない場合は、会議に来た委員が委員の1人を会議の議長に選ぶものとする。

会議の裁決は多数決によるものとする。委員は 1 人につき 1 票を投じるものとする。
得票数が等しい場合は、会議の議長が決定票としてさらに 1 票を投じるものとする。

規制委員会は少なくとも年に 2 回会議を開くものとする。」

第 11 条 2008 年アルコール飲料規制法の第 15/1 条として以下の内容を追加する。

「第 15/1 条 職務の遂行において、何れかの委員が審議案件における利害関係を有する場合は、会議の場で伝えて知らしめるものとする。また、規制委員会で検討するために当該委員が事実を説明し、質問に答えてから会議を退席するものとする。その場合、当該案件における決議はできない。当該案件における決議は秘密裡に行われるものとする。

第 1 段落に基づく委員の利害関係の通知及び検討は、規制委員会が定める規則に基づく基準及び方法に従うものとする。」

第 12 条 2008 年アルコール飲料規制法の第 16 条及び第 17 条の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「第 16 条 規制委員会は以下の義務及び権限を有する。

(1) 税制面、又はアルコール飲料摂取による影響の予防及び軽減策、並びにアルコール飲料常習者又はアルコール飲料摂取による問題を抱える人の治療又はリハビリを含む様々な側面でのアルコール飲料の規制政策、計画及び施策を委員会に提案する。

(2) アルコール飲料の規制戦略又は実施計画を委員会に提案する。

(3) 場合に応じて、本法を順守するために告示若しくは規則を公布する、又は大臣に対して告示若しくは規則の公布を助言する。

(4) アルコール飲料常習者又はアルコール飲料摂取による問題を抱える人の治療又はリハビリにおける基準、方法及び条件を定める。

(5) アルコール飲料常習者若しくはアルコール飲料摂取による問題を抱える人の治療若しくはリハビリ、又は本法における他の執行の目的を効率的に達成するために、委員会の助言を得て本法に基づく関連機関に適切かつ必要な予算の割当又は資金の調達をさせる決議を行うことを検討するよう内閣に提案すると共に、その他分野における支援も行う。

従った権限執行の委任を検討する。その場合、執行すべき権限の行使基準又は枠組みを定めることもできる。なお、委任検討の有無を問わない。

(7) (6)に基づくバンコク都アルコール飲料規制委員会及び県アルコール飲料規制委員会の執行により影響を受ける可能性がある人の意見聴取の基準を定める。

(8) アルコール飲料規制に関して国及び民間の機関に勧告、助言を与え、調整を図ると共に、アルコール飲料の摂取による影響の予防、さらにはアルコール飲料常習者又はアルコール飲料摂取による問題を抱える人の治療又はリハビリの施策を提案する。

(9) 青少年及び一般国民に対して学術的知識の流布、又は流布の促進及び支援を行い、アルコール飲料の処罰及び有害性を理解させる。

(10) 本法の執行の検討に資するために、政府機関、公共機関、国営企業若しくは地方自治体の公務員、従業員若しくは被雇用者、又はいずれかの人を招き事実提供若しくは意見表明させる、又は書類若しくは情報を送らせる。

(11) 本法に基づくアルコール飲料規制の政策、計画及び施策に適合させるために、また(6)に基づく運営委任のために、バンコク都アルコール飲料規制委員会及び県アルコール飲料規制委員会の運営のフォロー、実績評価、検査を行うと共に、当該の運営結果報告の基準及び方法を定め、少なくとも年に1回結果を委員会に報告する。

(12) 第25条の(7)に基づくボランティアの任命及び訓練指導における資格、基準、方法及び条件を定める。

(13) 本法で規定されている、又は内閣若しくは委員会が委任する各業務を行う。

第17条 規制委員会は、規制委員会が委任する業務を遂行させるために、小委員会又は作業部会を設置する権限を有する。

第12条、第15条及び第15/1条の規定を、小委員会又は作業部会の任期及び会議に準

用する。」

第 13 条 2008 年アルコール飲料規制法の第 18 条、第 19 条、第 20 条及び第 21 条の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「第 18 条 以下より構成されるバンコク都アルコール飲料規制委員会を設ける。

- (1) バンコク都知事が委員長を務める。
- (2) バンコク都庁次官が副委員長を務める。
- (3) 職権上の委員 14 名、すなわち検事総長事務所代表者、首都警察本部代表者、観光・スポーツ事務次官室代表者、政府広報局代表者、物品税局代表者、地方行政局代表者、災害防止軽減局代表者、保護観察局代表者、バンコク都教育担当官、運輸交通政策計画局長、社会開発室長、教育局長、医療部長、及び事務局長
- (4) バンコク都児童青少年評議会代表者
- (5) 社会又は消費者保護面、公衆衛生面及び法律面の知識・能力及び経験を有する人から、バンコク都知事が各側面につき 1 名を任命する 3 名の有識者委員
保健局長を委員兼書記とする。その場合、保健局長が 2 名以下の保健局職員を書記補佐に任命することもできる。

第 19 条 以下より構成される県アルコール飲料規制委員会を設ける。

- (1) 県知事又は県知事が委任する副県知事が委員長を務める。
- (2) 県自治体の責任者が副委員長を務める。

17 ページ

(3) 職権上の委員 10 名、すなわち県の地区を所管する地方検事、副県知事、県警察本部長、県観光・スポーツ局、県広報、県社会開発・人間の安全保障、県教育、県災害防止軽減事務所長、県保護観察事務所長、及び疾病予防管理事務所長

- (4) 県児童青少年評議会代表者
- (5) 県知事が任命する職権上の委員、すなわち地域物品税事務所から 1 名、県毎に 3 名以下の県の地区内の地方自治体の長
- (6) 社会又は消費者保護面、公衆衛生面及び法律面の知識・能力及び経験を有する人から、県知事が各分野につき 1 名を任命する 3 名の有識者委員
県保健担当官を委員兼書記とする。その場合、県保健担当官が 2 名以下の県保健事務

所職員を書記補佐に任命することもできる。

第 20 条 第 11 条、第 12 条、第 13 条及び第 14 条の規定を、第 18 条及び第 19 条に基づく有識者委員の就任、退任、代理委員の任命及び職務遂行に準用する。ただし、第 13 条の(3)に基づく大臣の権限は、場合に応じてバンコク都知事又は県知事の権限とする。

第 21 条 第 15 条及び第 15/1 条の規定を、バンコク都アルコール飲料規制委員会及び県アルコール飲料規制委員会の会議に準用する。」

第 14 条 2008 年アルコール飲料規制法の第 22 条の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「第 22 条 バンコク都アルコール飲料規制委員会及び県アルコール飲料規制委員会は、場合に応じてバンコク地区又は県地区において以下の義務及び権限を有する。

18 ページ

第 142 号 第 57 章 A

官報

2025 年 9 月 9 日

(1) アルコール飲料の規制及びアルコール飲料常習者又はアルコール飲料摂取による問題を抱える人の治療又はリハビリにおける政策、施策及び法律の施行に関する意見を委員会又は規制委員会に提案する。

(2) 本法に基づくアルコール飲料規制政策、計画及び施策を実施すると共に、第 16 条の(6)に基づき規制委員会から委任される仕事を実施し、さらに上記を実施するために県レベルの計画を策定する。

(3) アルコール飲料の規制及びアルコール飲料常習者又はアルコール飲料摂取による問題を抱える人の治療又はリハビリにおける法律施行のために対処する。

(4) アルコール飲料の製造、輸入、販売、宣伝及び摂取の規制に関して国及び民間の機関に勧告、助言を与え、調整を図ると共に、アルコール飲料の摂取による影響の予防及び軽減、さらにはアルコール飲料常習者又はアルコール飲料摂取による問題を抱える人の治療又はリハビリの施策を提案する。

(5) 児童及び青少年を監視し、アルコール飲料への関わりを防ぐ目的も含め、アルコール飲料摂取の削減及び中止に関する指針を定める。

- (6) アルコール飲料の規制及びアルコール飲料常習者又はアルコール飲料摂取による問題を抱える人の治療又はリハビリにおける委員会の政策に適合する指針を定める。
- (7) 施策及び法律施行の実施のフォロー、実績評価及び検査を行い、規制委員会に結果を報告する。
- (8) 本法で規定されている、又は委員会若しくは規制委員会が委任する他の仕事を行う。」

第 15 条 2008 年アルコール飲料規制法の第 22/1 条及び第 22/2 条として以下の内容を追加する。

「第 22/1 条 必要な場合に、バンコク都アルコール飲料規制委員会又は県アルコール飲料規制委員会が規制委員会に提案して、本法で規制委員会の権限として規定されている権限の行使の委任を検討してもらうことができる。その場合、規制委員会が定める権限行使の基準又は枠組みを順守するものとする。

19 ページ

第 142 号 第 57 章 A

官報

2025 年 9 月 9 日

第 22/2 条 第 16 条の(6)に基づき規制委員会から委任された権限を行使する場合、バンコク都アルコール飲料規制委員会又は県アルコール飲料規制委員会が、実施する前に当該の実施による影響を受ける可能性のある人から意見を聴取するものとする。なお、意見聴取の基準は規制委員会の規定に従うものとする。」

第 16 条 2008 年アルコール飲料規制法の第 25 条の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

- 「第 25 条 事務局は以下の義務及び権限を有する。
- (1) 委員会及び規制委員会の事務作業、秘書業務、学術活動及び各種関連活動を行う。
 - (2) 本法に基づく違反行為の監視、予防、法律施行、証拠収集及び検査を実施する、又はそのための制度及び仕組みを設けると共に、法律の順守及び法律に基づく施策の効率的な施行がアルコール飲料により生じる問題及び悪影響の軽減に役立つ知識および理解を築くために、アルコール飲料の規制施策に関する広報を行い、情報を提供する。
 - (3) アルコール飲料規制及びアルコール飲料常習者又はアルコール飲料摂取による問題を抱える人の治療又はリハビリに関する教育、分析、研究、知識体系開発を行う、又はそれらを支援すると共に、関連する国及び民間の機関の各種政策、計画及び施策の順守結果をフォロー及び評価して規制委員会に報告し、さらなる検討及び委員会への提案につなげる。

(4) 担当官又は関係する他の人の潜在能力を促進及び開発し、アルコール飲料規制及びアルコール飲料常習者又はアルコール飲料摂取による問題を抱える人の治療又はリハビリに関する知識、理解及び技能を身につけさせると共に、アルコール飲料の摂取を減らすために、国民に対してアルコール飲料の有害性を認識できるようにさせる。

20 ページ

第 142 号 第 57 章 A

官報

2025 年 9 月 9 日

(5) アルコール飲料規制及びアルコール飲料常習者又はアルコール飲料摂取による問題を抱える人の治療又はリハビリに関する運用において、バンコク都アルコール飲料規制委員会、県アルコール飲料規制委員会、関係する行政機関、国及び民間の機関と調整及び協力する。

(6) アルコール飲料規制に関するデータセンターとなる。

(7) 本法に基づくアルコール飲料規制、アルコール飲料常習者又はアルコール飲料摂取による問題を抱える人の治療又はリハビリ面の業務を援助又は支援するために、必要な場合に、局長に対してボランティアを募るための提案を行う。その場合、第 16 条の(12)に基づき規制委員会が定める資格、基準、方法及び条件に従うものとする。

(8) 本法で規定されている、又は委員会若しくは規制委員会が委任する各業務を行う。」

第 17 条 2008 年アルコール飲料規制法の第 26 条の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「第 26 条 アルコール飲料の製造者又は輸入者は以下の通り履行すること。

(1) 製造又は輸入するアルコール飲料に対するパッケージ、ラベル及び警告文言を用意する。ただし、規制委員会が定めて官報で告示する基準、方法及び条件に従うものとする。

(2) その他、規制委員会が規定し、官報で告示する事柄。」

第 18 条 2008 年アルコール飲料規制法の第 27 条の(3)の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「(3) 公務施設 商店、クラブとして用意されている場所、又は規制委員会が告示して定める他の目的のために用意されている場所を除く。」

第 19 条 2008 年アルコール飲料規制法の第 27 条の(8)の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「(8) 規制委員会が告示して定める他の施設」

21 ページ

第 142 号 第 57 章 A

官報

2025 年 9 月 9 日

第 20 条 2008 年アルコール飲料規制法の第 28 条の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「第 28 条 いかなる人も規制委員会が告示して定める日時にアルコール飲料を販売してはならない。ただし、当該の告示で必要な限りにおいて任意の条件又は例外を定めることもできる。」

第 21 条 2008 年アルコール飲料規制法の第 29 条の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「第 29 条 いかなる人も以下の者に対してアルコール飲料を販売してはならない。

- (1) 年齢満 20 歳未満の者
- (2) 酗酔状態にある者

第 1 段落に基づく履行に資するために、アルコール飲料の販売者が以下の通り対処すること。

(1) アルコール飲料の購入者又は受取者の年齢が疑わしい場合は、アルコール飲料の販売者が事前に当該の人に告げて、場合に応じて当人の年齢が示された国民身分証明証又は当局が発行した他の証拠を提示させる。

(2) アルコール飲料の販売者が、局長が定める基準及び方法に従い、必要かつ適切な限りにおいて、人の酩酊状態を検討、検査する。

いずれかのアルコール飲料の販売者が故意に又は過失により第 1 段落に基づく禁止事項に違反したために、直接他の人の生命、肉体、健康衛生、財産又は何らかの権利に損害を生じさせた場合、当該の違反者がそのための損害賠償金を補償する責任を負うものとする。」

第 22 条 2008 年アルコール飲料規制法の第 30 条の(1)の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「(1) 自動販売機を使用する。ただし、購入者の身元確認ができ、かつ規制委員会が告示して定める基準、方法及び条件に適合する自動販売機を除く。」

第 23 条 2008 年アルコール飲料規制法の第 31 条の(3)の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

22 ページ

第 142 号 第 57 章 A

官報

2025 年 9 月 9 日

「(3) 公務施設 個人用宿泊、クラブ、慣習的宴会の場として用意されている場所、又は規制委員会が告示して定める他の目的のために用意されている場所を除く。」

第 24 条 2008 年アルコール飲料規制法の第 31 条の(4)の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「(4) 国家教育法に基づく教育機関 個人用宿泊若しくはクラブ、若しくは慣習的宴会の場として用意されている場所、又は関連する法律に基づく認定を受けて、アルコール飲料に関する学習指導を行う教育機関を除く。」

第 25 条 2008 年アルコール飲料規制法の第 31 条の(7)の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「(7) 規制委員会が告示して定める他の場所」

第 26 条 2008 年アルコール飲料規制法の第 32 条の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「第 32 条 いかなる人も第 28 条に基づくアルコール飲料の販売禁止時間において、アルコール飲料販売施設若しくは場所、又は商売上の利益のためにアルコール飲料摂取サービスを提供する施設若しくは場所で、アルコール飲料を摂取してはならない。ただし、規制委員会が告示して必要な限りにおいて任意の条件又は例外を定めることもできる。」

第 27 条 2008 年アルコール飲料規制法の第 4/1 章 宣伝 第 32/1 条、第 32/2 条、第 32/3 条、第 32/4 条及び第 32/5 条として以下の内容を追加する。

「第 4/1 章

宣伝

第 32/1 条 いかなる人もアルコール飲料を宣伝してはならない。ただし、アルコール

飲料の情報、知識の提供又は広報を除く。なお、大臣が規制委員会の助言を得て告示して定める基準、方法及び条件に従うものとする。

第 32/2 条 いかなる人も他人をアルコール飲料の摂取に勧誘することを意図して、アルコール飲料の名称又はマークを示すことにより、自己利益追求のために知名度を利用して公衆に情報を伝達してはならない。ただし、限られた範囲の構成員に対する学術的伝達を除く。これらは、大臣が規制委員会の助言を得て告示して定める基準に従うものとする。

23 ページ

第 142 号 第 57 章 A

官報

2025 年 9 月 9 日

第 32/3 条 いかなる人もアルコール飲料の名称又はマークを使用した製品又は任意の他の物を、当該の製品又は物の名称又はマークとして宣伝してはならず、又はアルコール飲料の名称、マーク若しくはシンボルを切り取る、継ぎ足す、又は文言を改変することにより当該の製品又は物の名称又はマークの一部として宣伝してはならない。すなわち、アルコール飲料の宣伝であるという意味が理解できるものを指す。

第 32/4 条 いかなる人もアルコール飲料の摂取を奨励するような方法で、個人、集団、政府機関又は民間機関に対して、社会のための又は公益のための活動を支援してはならない。これらは、大臣が規制委員会の助言を得て告示する規定に従うものとする。

第 32/5 条 いかなる人も第 32/4 条に基づき禁止された方法による活動を広報するため、活動又は情報を流布してはならない。」

第 28 条 2008 年アルコール飲料規制法の第 5 章 アルコール飲料常習者の治療又はリハビリの名称を廃止し、以下の内容に置き換える。

「第5章
アルコール飲料常習者又はアルコール飲料摂取による問題を抱える人
の治療又はリハビリ」

第29条 2008年アルコール飲料規制法の第33条の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「第33条 アルコール飲料常習者、アルコール飲料摂取による問題を抱える人、アルコール飲料常習者若しくはアルコール飲料摂取による問題を抱える人の親戚若しくは介護人、當利を追及せず、かつ健康若しくは公衆衛生面の目的を有するコミュニティ組織、民間組織、又は国若しくは民間の医療施設は、事務局又は規制委員会が定める他の機関からアルコール飲料常習者又はアルコール飲料摂取による問題を抱える人の治療又はリハビリの奨励又は支援を求めることができる。ただし、規制委員会が定める基準、方法及び条件に従うものとする。」

24ページ

第142号 第57章 A

官報

2025年9月9日

第30条 2008年アルコール飲料規制法の第33/1条及び第33/2条として以下の内容を追加する。

「第33/1条 事務局又は規制委員会が定める他の機関が、第33条に基づきアルコール飲料常習者又はアルコール飲料摂取による問題を抱える人の治療又はリハビリのための奨励又は支援要請を受けた場合、事務局又は規制委員会が定める他の機関が当該の要請に応じて対処する、又は要請に応じて対処するために関連機関と調整するものとする。

第1段落に基づき対処する場合、保健省、中央会計院、社会保険事務所、地方自治体、タイ国健康促進財団、国民医療保障局、又は治療、リハビリ若しくは健康促進に関する機関が、関連法に基づく機関毎の義務及び権限に関する部分において対処するものとする。

第33/2条 アルコール飲料常習者又はアルコール飲料摂取による問題を抱える人の治療又はリハビリにおける目的を達成するために、規制委員会が委員会の助言を得て内閣に提案し、関連機関に以下について対処させることを検討できる。

(1) アルコール飲料常習者又はアルコール飲料摂取による問題を抱える人の治療又はリハビリにおける目的を達成するために、適切かつ必要な予算の支援又は資金調達を行うと共に、各分野の支援も行う。

(2) アルコール飲料常習者又はアルコール飲料摂取による問題を抱える人の治療又はリハビリの効率的な実施を奨励及び支援する。」

第31条 2008年アルコール飲料規制法の第34条の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「第34条 本法に基づく義務の履行に当たり、担当官が以下の義務及び権限を有する。

(1) 本法を順守していることを検査するために、アルコール飲料の製造者、輸入者若しくは販売者の事業所、アルコール飲料の製造、輸入若しくは販売施設、アルコール飲料の保管施設に、当該施設の営業時間中に立入り、車両の立入検査も行う。

25 ページ

第142号 第57章 A

官報

2025年9月9日

(2) 第28条、第29条、第30条及び第32条に対する違反があると疑う正当な理由がある場合に、検査又は規制して上記の条項に従わせるために、アルコール飲料の販売施設若しくは場所、又は商売上の利益のためにアルコール飲料摂取サービスを提供する施設若しくは場所に立入る。

(3) 本法に基づく違反行為がある場合、又は違反行為の正当な証拠がある場合に、情報を記録するために、カード所有者の氏名、住所が記され、写真が表示された国民身分証明証又はその他の書類を要求する、又提示をもとめる。

(4) 訴訟手続きに資するために、証拠又は任意の他の物を検査又は収集する。

(5) 訴訟手続きにおける証拠とするために、本法に違反する又は本法を順守しない製造者、輸入者又は販売者のアルコール飲料を押収又は没収する。

(6) 審理の参考にするために、任意の人に召喚状を送り証言させる、又は任意の書類若しくは物を送らせる。

(7) 違反行為者に警告する、又は宣伝媒体への流布中止命令を含め、違反行為者に当該行為を中止又は是正するよう命じる。

(8) 違反に用いる施設、事業所若しくはサービス施設の閉鎖を命じる、又は関連法に基づく権限を有する国の担当官若しくは役人に通知して違反に用いる施設、事業所若しくはサービス施設の閉鎖を命じさせる、又は関連法若しくは他の法律で特に権限付与されている他の対処を行わせる。

(9) 物品税法に基づく許可証発行者に通知して、酒類製造許可証、酒類販売許可証又は酒類の王国での輸入販売許可証の使用差止め又は取消を命じさせる。」

第32条 2008年アルコール飲料規制法の第36条の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「第36条 本法に基づく違反行為が発覚した場合、第29条に基づく違反又は不順守を除き、担当官が違反行為者に書面で警告する、又は宣伝媒体への流布中止命令を含め、当該行為の中止若しくは是正を命じることができる。ただし、規制委員会が告示して定める基準、方法及び条件に従うものとする。

担当官が第1段落に基づく行為に対する警告又は中止若しくは是正命令を行っても違反行為者が対処しない場合は、担当官が本法に基づき訴訟手続きを取るものとする。」

26 ページ

第142号 第57章 A

官報

2025年9月9日

第33条 2008年アルコール飲料規制法の第36/1条として以下の内容を追加する。

「第36/1条 第36条に基づく対処以外に、担当官が以下の通り対処することもできる。

(1) 第27条、第28条、第29条、第30条及び第32/1条に基づく違反又は不順守の場合、担当官が1回につき1年以下の期間、違反に用いる施設、事業所若しくはサービス施設の閉鎖を命じる、又は関連法に基づく権限を有する国の担当官若しくは役人に通知して、違反に用いる施設、事業所若しくはサービス施設の閉鎖を命じることを検討させる、又は関連法若しくは他の法律で特に権限付与されている他の対処を行わせる。

(2) 第26条、第27条、第28条、第29条、第30条及び第32/1条に基づく違反又は不順守の場合、担当官が物品税法に基づく許可証発行者に通知して、場合に応じて酒類製造許可証、酒類販売許可証又は酒類の王国での輸入販売許可証の使用差止め又は取消を命じることを検討させる。

第1段落に基づく閉鎖命令又は関連法に基づく権限者への通知による対処は、規制委員会が告示して定める基準、方法及び条件に従うものとする。」

第34条 2008年アルコール飲料規制法の第6/1章 ピナイ罰金施策 第37/1条及び第37/2条として以下の内容を追加する。

「第6/1章
過料施策

第37/1条 第32条の違反者は、規制違反を犯したものとして、1万バーツ以下の過料を納めなければならない。

第37/2条 第34条の(6)に基づく担当官の命令に正当な理由なく従わない者は、規制違反を犯したものとして、2万バーツ以下の過料を納めなければならない。」

第35条 2008年アルコール飲料規制法の第40条の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「第 40 条 第 29 条の第 1 段落に違反してアルコール飲料を販売した者を、1 年以下の禁固刑若しくは 10 万バーツ以下の罰金刑に処す、又はその併科に処す。ただし、当該者が第 29 条の第 2 段落に従い対処する場合を除く。」

第 36 条 2008 年アルコール飲料規制法の第 40/1 条として以下の内容を追加する。

「第 40/1 条 第 30 条の(1)に違反してアルコール飲料を販売した者を、1 年以下の禁固刑若しくは 10 万バーツ以下の罰金刑に処す、又はその併科に処す。」

第 37 条 2008 年アルコール飲料規制法の第 43 条の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「第 43 条 第 32/1 条又は第 32/3 条の違反者を、1 年以下の禁固刑若しくは 10 万バーツ以下の罰金刑に処す、又はその併科に処す。

第 1 段落に基づく違反行為がアルコール飲料の製造者、輸入者又は販売者の行為である場合は、1 年以下の禁固刑若しくは 50 万バーツ以下の罰金刑に処す、又はその併科に処す。

第 1 段落又は第 2 段落に基づく処罰以外に、まだ違反している期間を通じて、又は正しく履行するまで、違反者にさらに 1 日当たり 5 万バーツ以下の罰金を科す。」

第 38 条 2008 年アルコール飲料規制法の第 43/1 条として以下の内容を追加する。

「第 43/1 条 第 32/2 条、第 32/4 条又は第 32/5 条の違反者を、6 ヶ月以下の禁固刑若しくは 10 万バーツ以下の罰金刑に処す、又はその併科に処す。

第 32/4 条又は第 32/5 条に基づく違反行為がアルコール飲料の製造者、輸入者又は販売者の行為である場合は、6 ヶ月以下の禁固刑若しくは 50 万バーツ以下の罰金刑に処す、又はその併科に処す。

第 1 段落又は第 2 段落に基づく処罰以外に、まだ違反している期間を通じて、又は正しく履行するまで、違反者にさらに 1 日当たり 5 万バーツ以下の罰金を科す。」

第 39 条 2008 年アルコール飲料規制法の第 44 条の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「第 44 条 第 34 条の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)に基づく担当官の職務遂行に抵抗する、又はそれを妨害する者を、1 年以下の禁固刑若しくは 5 万バーツ以下の罰金刑に処す、又はその併科に処す。」

第 40 条 最初の任期において、アルコール飲料規制委員会を本法により改正増補される 2008 年アルコール飲料規制法の第 10 条の(1)、(2)及び(3)に基づく委員で構成し、疾病管理局長及び物品税局長を委員兼共同書記とし、アルコール飲料規制委員会事務局長を委員兼書記補佐として、本法により改正増補される 2008 年アルコール飲料規制法の第 10 条の(4)、(6)、(7)及び(8)に基づく委員が任命されるまで、アルコール飲料規制委員会の職務を遂行するものとし、その期間を本法の施行日から 150 日以内とする。なお、アルコール飲料規制委員会事務局長がアルコール飲料規制委員会事務局の職員 1 名を書記補佐に任命するものとする。

第 41 条 本法の施行日前に就任しているバンコク都アルコール飲料規制委員会及び県アルコール飲料規制委員会は、本法により改正増補される 2008 年アルコール飲料規制法に基づきバンコク都アルコール飲料規制委員会及び県アルコール飲料規制委員会が任命されるまで引き続き在任するものとし、その期間を本法の施行日から 150 日以内とする。

第 42 条 本法の施行日前に、1972 年 11 月 16 日付の革命委員会布告第 253 号に基づき発行されている規定時間外の酒類販売許可証の全ては、許可証が取消される場合を除き、当該の許可証が失効するまで引き続き使用可能とする。

第 43 条 本法の施行日前に、2008 年アルコール飲料規制法に基づき公布され施行されている全ての省令、規則及び告示は、本法により改正増補される 2008 年アルコール飲料規制法と相反又は矛盾しない限りにおいて、本法により改正増補される 2008 年アルコール飲料規制法に基づく規則又は告示が公布され施行されるまで、引き続き施行するものとする。

本法により改正増補される 2008 年アルコール飲料規制法に基づく規則又は告示の公布を本法の施行日から 1 年以内に完了するものとし、これができない場合は大臣ができない

理由を内閣に報告するものとする。

第 44 条 首相が本法を主管する。

副署者

プーミタム・ウェーチャヤチャイ

副首相

30 ページ

第 142 号 第 57 章 A

官報

2025 年 9 月 9 日

備考 :- 本法を公布する理由は、2008 年アルコール飲料規制法の施行から長期間経過していることから、定義、各種委員会の構成及び権限義務、主管大臣の権限義務、事務局の権限義務、担当官の権限義務に関する条項、並びにアルコール飲料規制、宣伝、アルコール飲料常習者又はアルコール飲料摂取による問題を抱える人の治療又はリハビリの奨励及び支援に関する条項を現状に即するように見直すことが適切であるためである。さらに、アルコール飲料規制施策の完全性及び統一性を実現すると共に、法律をより一層効率的に施行するために、アルコール飲料販売施設若しくは場所、又は商売上の利益のためにアルコール飲料摂取サービスを提供する施設若しくは場所におけるアルコール飲料の摂取禁止時間の規定に関する条項、及び罰則を定めることが適切であり、よって本法の公布が必要である。

【免責事項】

この日本語訳は、タイ政府による公式日本語訳ではなく、情報提供を目的に、農林水産省が令和 6 年度輸出先国・地域における規制等への対応の強化委託事業を活用して作成した非公式なものです。正確性を保証するものではありませんので、本情報の採否はお客様のご判断でお願い申し上げます。万一、不利益を被る事態が生じましても、農林水産省は責任を負うことができませんのでご了承ください。なお、原典については、下記をご覧ください。本 URL は現時点で有効であることを確認しておりますが、今後 URL が変更・削

除される可能性もございます。

(ウェブページ)

<https://sciinfo.dss.go.th/public/rules/show/1285>